

確 認 書

国立大学法人東北大学（以下「大学」という。）と国立大学法人東北大学職員組合（以下「組合」という。）は、2016年（平成28年）1月25日の団体交渉において下記のとおり一致したので確認する。

1. 1980年（昭和55年）7月以前採用の准職員、法人化前採用の時間雇用職員について
 - ・大学は、「雇用の更新限度がない」と整理されていることを明確に周知する。
 - ・2014年（平成26年）3月に様式の変更を行った労働条件通知書の「退職・解雇に関する事項」欄の「更新の上限」には、1980年（昭和55年）7月以前に採用された准職員については「満65歳」、法人化前から継続して雇用されている時間雇用職員については「無」と記載されており、本人との合意を得ているものを除き、当該様式を使用していない場合は、大学は部局に指導を行う。
2. 准職員や時間雇用職員の無期転換について
 - ・部局は、業務遂行能力・意欲等が高い准職員や時間雇用職員について、5年経過前に無期転換するよう本部に推薦し、承認を求めることができる。
3. 非正規職員更新時の評価に対する組合員の苦情相談について
 - ・非正規職員本人からの更新時の評価に関する苦情相談については、組合員に限らず、現在人事評価を実施している事務系職員（試行）及び教育研究系技術職員と同様、職員相談室において受け付け、所要の対応を行う。
4. 病院の看護師の年休について
 - ・看護師が、年休消化ができない現状に対して看護師増員のため大学本部としてもサポートと環境づくりに取り組む。
 - ・大学は、計画的な年休取得について周知する。
5. 産前休暇を8週間にすることについて
 - ・大学は前向きに検討し、なるべく早く回答する。
6. 時間外・休日・深夜の割増賃金について
 - ・大学は、職員の労働時間について、管理監督者において実態把握に努め、時間外労働の実態に合った適正な超過勤務手当を支給するよう早急に徹底する。
 - ・大学は、職員の勤務実態の把握の現状について、部局の事務長・事務部長等に事情聴取する。
7. 年俸制について
 - ・大学は、承継年俸制の適用について、64歳以上の教員と若手の任期制の教員を中心に進めていることを周知する。
 - ・大学は、月額制と年俸制の試算について、年俸制に移ることを検討している教員が部局を通じて要望すればその教員に即した試算を提供する。
8. 再雇用職員の勤務時間について
 - ・部局では、あらかじめ再雇用職員に見合う業務を確保し、人員配置等を考慮し、その業務に相当する労働時間を本学の規定の範囲内で決め、その都度各年度において、再雇用希望者に提示しているが、再雇用希望者が特別な事情等により、その労働時間と異なる労働時間を希望した場合については、現状でも、面談等を通じて、双方合意に向けた話し合いを行っており、本部としても、必要に応じて何らかの調整に努める。

2016年（平成28年）2月18日

国立大学法人東北大学

理事 明野 吉成



国立大学法人東北大学職員組合

執行委員長 山下 正廣

